

(案)

業務委託契約書

委託業務の名称 山形県滞納債権（貸付金）収納業務

委託期間 令和6年6月1日から令和9年5月31日まで

業務委託料 次の金額に100分の〇〇を乗じた額（1円未満の端数が生じる場合は、請求ごとにこれを切り捨てるものとする。）に、消費税及び地方消費税を加算した額。ただし、1円未満の端数が生じる場合は、請求ごとにこれを切り捨てるものとする。

委託業務に係る滞納債権（貸付金）を収納し山形県が指定する会計管理者の預金口座に払い込んだ金額と同滞納債権（貸付金）の債務者等が山形県に直接納付した金額の合計額。

契約保証金 免除

頭書業務の委託について、発注者 山形県知事 吉村 美栄子 を発注者とし、受注者 〇〇 〇〇 を受注者とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、「山形県滞納債権（貸付金）収納業務委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）」及び「企画提案書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の委託期間の終期（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施するものとする。

2 前項の「委託仕様書」及び「企画提案書」に明記されていない仕様があるときは、発注者、受注者協議して定める。

(業務遂行上の義務)

第2条 受注者は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に委託業務の遂行に必要な技術を習得させ、委託業務の遂行に万全を期するものとする。

(従事者の管理等)

第3条 受注者は、従事者の管理について一切の責任を負う。

2 受注者は、従業員の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守するものとする。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第5条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(法令の遵守)

第6条 受注者は、この契約に基づく委託業務の実施にあたり、法律、規則、その他規定等を遵守しなければならない。

(受託者の名称等の変更に係る届出)

第7条 受注者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号、令和5年5月8日改正、令和6年4月1日施行）第243条の2第3項に定めるところによりあらかじめその旨を発注者に届け出なければならない。

(監督及び指示並びに調査及び報告)

第8条 受注者は、この契約に基づく委託業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

(損害賠償)

第9条 受注者は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第10条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第12条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

(契約の解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により

受注者に通知するものとする。

6 発注者は、翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、この契約を解除する。

(談合等に係る契約解除)

第 14 条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
- (2) 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 受注者が前 2 号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行後に、受注者が第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4 第 2 項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(事故発生のお知らせ)

第 15 条 受注者は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(業務完了報告等)

第 16 条 受注者は、月ごとの委託業務を完了したときは、毎月第 5 開庁日（山形県

の休日を定める条例（平成元年山形県条例第 10 号）第 1 条に規定する県の休日の場合はその前日）までに発注者に対して精算書兼受託債権管理報告書（別途規定（受託者決定後別途規定。以下同様。））及び精算書明細（別途規定）を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の精算書兼受託債権管理報告書（別途規定）及び精算書明細（別途規定）を受領したときには、その日から起算して 10 日以内に検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同項を準用する。

（収納金の払込み）

第 17 条 受注者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号、令和 6 年 1 月 19 日改正、令和 6 年 4 月 1 日施行）第 173 条の 2 第 2 項及び山形県財務規則の定めるところにより、収納した月ごとに、その収納した滞納債権（貸付金）を、その内容を示す収納計算書（別途規定）を添えて、翌月 22 日（山形県の休日を定める条例（平成元年山形県条例第 10 号）第 1 条に規定する県の休日の場合はその翌日）に、発注者が指定する銀行預金口座に払い込まなければならない。ただし、3 月に収納した滞納債権（貸付金）については、翌月の 4 月 8 日（山形県の休日を定める条例（平成元年山形県条例第 10 号）第 1 条に規定する県の休日の場合はその翌日）に、5 月に収納した滞納債権（貸付金）については、翌月の 6 月 8 日（山形県の休日を定める条例（平成元年山形県条例第 10 号）第 1 条に規定する県の休日の場合はその翌日）に払い込むものとする。

- 2 前項の収納金の払込みに要する振込手数料は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第 1 項の収納金の払込みを確認したときは、速やかに受注者に払込確認書（別途規定）を交付するものとする。

（収納金等の報告）

第 18 条 発注者は、契約期間に債務者等が発注者に納付した滞納債権（貸付金）について、納付確認後速やかに、受注者に対して委託債権収納金額等報告書（別途規定）を提出しなければならない。

（委託料の支払）

第 19 条 受注者は、第 17 条第 3 項の払込確認書（別途規定）及び前条の委託債権収納金額等報告書（別途規定）の交付を受けたときは、発注者に対し委託料の請求書を提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

（遅延利息）

第 20 条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により第 19 条第 2 項の規定による

契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、その責めに帰する理由により第16条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間の日数を第19条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の遅延利息を支払うものとする。

(履行不能の場合の措置)

第21条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(裁判管轄合意)

第22条 この契約に関して生じた発注者、受注者間の紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年6月1日

発注者 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子

受注者 (住所又は所在地)
(氏名又は名称及び代表者氏名)